

様式第1号 別紙1 (第5条関係)

小豆島町東京圏Uターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小豆島町東京圏Uターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、小豆島町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、小豆島町東京圏Uターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 補助金の申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) (就業の場合) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 小豆島町東京圏Uターン移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型) 交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額